

近世期安来における物流の動向

鳥谷智文

はじめに

近世の安来町における諸産業については、これまで『安来市誌』など自治体史により、酒造業、小間物、綿、石灰、塩、饅頭、鉄など主に手工業、商業の紹介がなされている⁽¹⁾。その中で安来港における流通に関わる問屋については、永井屋、笹屋などの鉄問屋が指摘されている⁽²⁾。安来港に焦点をあてた研究としては、これまで主として近代以降について行われてきたようである⁽³⁾。

よって、安来における近世期の盛衰について、特に安来を中心とした物流の動きについては未だ詳細な分析がみられず、研究の余地が残されていると思われる。

松江藩の国益を番付にした「雲陽国益鑑」⁽⁴⁾によると、東前頭一枚目に「安来問屋」、東前頭三六枚目に「安来の祇園」、すなわち「安来神社」、東前頭三八枚目に「安来の船頭」とあり、問屋や船頭など流通に関する利益があった⁽⁵⁾。

流通に関する近年の研究では、拙者がかつて安来港の流通と盛衰について概略を示したが⁽⁶⁾、中安恵一は松江藩における松江と半島浦の廻船経営について詳述している⁽⁷⁾。下向井紀彦は、三井による雲伯木綿の上方輸送について論究している⁽⁸⁾。

以上、松江藩の流通に関する研究は進みつつあるが、安来に特化してその発展の一躍を担う物流については、これまであまりされてこなかったように考えられ、分析する必要があるように思われる。

よって、本稿では、安来について、近世における発展と流通状況の一端について鉄などの製品を中心に紹介したい。

一・安来町の発展

安来の発展については、まず次の史料を紹介する。

史料1

一 先年安来東町之儀者諸商売も無御座、家宅等見苦敷御座候御茶屋続之町二御座候処、右之通二御座候而者御上下之節者不及申、平生御諸士様御往来之時分御宿等も難成御座候故、五拾年以前敷四拾九年以前敷御断申上安来江入津之諸廻船問屋東町一町江被仰付候ハ、此助精ヲ以家宅等も取繕御用御宿相勤可申上旨御願申上候処、願之通被為仰付候儀紛無御座候、……(後略)

(「安来町廻船問屋旧記写し(享保二十年)」松江藩郡奉行所文書一九六 A六―二五・二六、島根県立図書館所蔵)

史料1は、享保二〇年(一七三五)の安来町における廻船問屋の旧記の写しであるが、それによると、安来東町は、諸商売がなく、家宅も見苦しい御茶屋続きの町であったが、四九年あるいは五〇年以前、すなわち貞享二・三年(一六八五〜八六)より「御断申上」げて安来へ入津する廻船と商売を行う廻船問屋を東町一町にて営業することが認可された。この廻船問屋の利益により家宅も取り繕うことができ、御用宿も勤めることができるようになったようである。

また、

史料2

……(前略)然処右之趣御書付等被下置候哉、年久敷儀故於只今二者相見不申候、勿論火災等も御座候得者紛失仕候哉与奉存候、然共右願之通被為仰付候二付、他町二罷在候者之内持来之家蔵等捨置東町江引移屋敷買求不見苦敷様家宅取繕今以問屋相勤罷在候者も御座候、……(後略)

(「安来町廻船問屋旧記写し(享保二十年)」前掲史料1に同じ)とあり、他町にいた者も家や蔵を捨て、安来東町へ引き移り、屋敷を買い求め、見苦しい家宅を修繕し、問屋を勤めている。

このように、安来東町は、十七世紀後半から廻船問屋による流通業務で発展しはじめ、十八世紀前半には、人々が集まって、流通の町として成り立っていることがわかる。

二. 境の発展と安来町の衰退

その後、十九世紀に入り、安来の流通業はどのように変化していったのか、次の史料が参考になる。

史料3

…(前略) 先年新屋傳四郎廻船問屋職相勤罷在候処、同人勝手向不如意ニ相成、客船入津減少いたし、其上及高借ニ市中人別或者船頭方借受銀高三拾貫余有之由、…(中略)… 四拾年以前寛政十二申年より拾五ヶ年切借請年賦銀無滞相済申上候、然処右借請年限中追々客船も相増、問屋職繁昌仕候ニ随ひ商ひ盛ニ相成、…(後略)

(「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差纏一件ニ付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書(天保十年)」松江藩郡奉行所文書一九六A 五一―一六、島根県立図書館所蔵)

史料3では、寛政一二年(一八〇〇)以前、新屋傳四郎が廻船問屋職を勤めていたが、経営が厳しくなり、客船の入津が減少し、市中の者あるいは船頭に銀三〇貫余もの高借もあった。この借銀は、寛政一二年より一五年賦で借受、滞りなく済ませた。その間も追々客船が増加し、問屋職は繁昌し、商いは盛んになったとある。

このような状況下で、

史料4

…(前略) 四拾年斗も以前迄ハ若州西津古河屋加太夫与申者千式百石より五百石迄も船九艘所持罷在入替く入船仕、猶又同州小浜丹波屋八兵衛船式艘、其外同所木綿屋善次郎、古河屋喜平など小船持四五人毎々入津致商ひも繁昌仕候処、其後年々入津船相減、…(後略)

(「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差纏一件ニ付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書(天保十年)」前掲史料3に同じ)

とあり、四〇年ほど以前(寛政期)において、若狭国からの廻船では、寛政期の頃までは五〇〇〜一二〇〇石船を九艘所持する同国の代表的な船主である小浜湊西津の古河屋加(嘉)太夫の船が入津するのをはじめとして、小浜丹後屋八兵衛、木綿屋善次郎、古河屋喜平などの船が入津し、商業活動が活発であった。しかし、その後は年々入津する船が減少したとある。

その減少は、次の史料で多少なりともわかる。

史料5

(付紙)

「若狭船安来江入津之儀、安来灘御番人江問合候処、文化七年(一八一〇)子込八艘、文政四巳方同十三寅込六艘入津仕、其後ハ一向入船無御座候由、尤本文前々弥兵衛方申出候通り、四年以前申年加太夫船一艘入津仕候旨御座候」

(「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差纏一件ニ付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書(天保十年)」前掲史料3に同じ)

史料5では、若狭国の廻船で安来へ入津の船は、文化七年(一八一〇)〜同一三年(一八一六)で八艘、文政四年(一八二一)〜同一三年(一八三〇)で六艘、その後は皆無となる。天保七年(一八三六)、珍しく古河屋加太夫の船が一艘入津した。

入津した加太夫の船は、

史料6

…(前略) 然処一昨年右加太夫船一艘入津仕船宿笹屋五郎兵衛方二而取引仕候、是ハ伯州

(付紙)

「加太夫船善六方相頼安来へ相廻り候訳、善六相糺候処、本文之通相

違無之旨申出候」

境江塩積参候処、当町塩中買梶屋善六与申者境二而塩買議定候由、同所より漕舟二而取越候而者入用も余程相懸り、尚又俵も損し候二付、上荷賃丈ケハ遣し可申候間、元船安来へ相廻呉候様相頼候由二而、申九月四日入津仕候得共、全当湊へ思入レ入津仕候訳二ハ無御座候由二相聞申上候、夫故へ塩上ケ置翌日出帆致候積之由二御座候得共、風合不宜二付逗留仕、同八日出帆仕候、勿論船頭ハ境二逗留罷在、当所江ハ罷越不申由二御座候、其外若狭船当湊へ入津仕儀聞およひ不申儀二御座候、…(後略)

(「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差纏一件二付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書(天保十年)」前掲史料3に同じ)

とあるように、安来に入津した船は、安来の船宿笹屋五郎兵衛方で取引をする船だが、同港に入津したのは、安来の塩中買梶屋善六が塩を境で購入し、別の船で荷を安来まで運ぶよりも購入した塩を積載している加太夫の船をただ安来港に廻したにすぎず、特に安来で商売をするという意図は全くなかった。よって、塩を積み卸した翌日には出航しようとしている。

このような状況の中、中海沿海では以下のような状況が見受けられる。史料7

…(前略)拾年斗以前方伯州渡村船問屋安来屋儀右衛門与申者盛二商売仕、客船氣請茂宜敷諸廻船喰留候二付、安来へ入津船追々相減、其上伯州鉄劔安来出し御停止二付而者、船手氣請二懸り弥増入津船減少仕、諸商も相減…(後略)

(「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差纏一件二付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書(天保十年)」前掲史料3に同じ)

史料7によると、天保元年(一八三二)から安来への船舶入津は減少の方向をたどっていたが、その背景に渡村の船問屋安来屋儀右衛門の精

力的な商業活動があったと考えられている。そして、鳥取藩による伯州産鉄鋼の安来出し停止政策も原因の一つであった。

鳥取藩による安来への搬出禁止政策は、「二五ヶ年以前未秋伯州鉄鋼御趣向相始り、同国境・渡り二而廻船喰止入津船相減候二付」⁽⁹⁾とあるように、天保六年(一八三五)秋の「伯州鉄鋼御趣向」のことである。

この施策が原因で、廻船は境・渡村でくい止められ、安来へ入津する船が減少したとある。「伯州鉄鋼御趣向」とは、鉄山融通会所による伯州産鉄の流通統制政策である。それは、天保四年(一八三三)、日野郡上阿毘縁村彦兵衛・狩屋原村順之右衛門が、米子鉄問屋為替銀の不都合と安来への鉄荷流出の問題で会見郡境湊上道に鉄問屋の設置を嘆願したことには始まる。同六年(一八三五)、その願いは受理され、米子では旧来の鉄問屋、米子役人による鉄会所を新設し、境では彦兵衛らによる鉄問屋が境鉄山融通会所を新設し、生産鉄を集積することとなった⁽¹⁰⁾。

経営の建前は、米子が津出し元座、境が出職であり、実質は別個の経営と考えられる。重要な点は、安来への鉄荷流出を防止することであった⁽¹¹⁾。

この政策の影響は安来の問屋に直撃し、「先年亡祖父所引致候節者、年中口銭千百貫文^(貫カ)位も有之候処、拾年斗以前より近年二相成候而ハ六七百貫匁位ニ減少仕甚引合兼候二付」⁽¹²⁾とあるように、廻船問屋の口銭は、年間約一〇〇貫匁ほどであったが一〇年前より六〇〇〜七〇〇貫匁ほどに落ち込んで大幅の減少となった。

また、このような鳥取藩の政策により、境港の問屋は、顧客の獲得に美保関へ乗り出し、境と美保関とで顧客が競合し、問屋間での確執が生じる事件もおこった⁽¹³⁾。

このような状況の中で永井屋は、どのような流通業務を任されていたのであろうか。天保九年(一八三八)と推測される「乍恐御返答申上演説」⁽¹⁴⁾によると、これより以前は、広瀬藩領、母里藩領や仁多・飯石

両郡、そして他国（伯耆国）から能義郡内へ輸送される鋼荷物は、全て永井屋の蔵へ入り、蔵敷料として一駄につき銀二分ずつの賃金が永井屋に入っていた。急な鋼出荷については、鋼屋宅へ直着となる場合もあるが、その場合においても、永井屋へ知らせ、他所の鉄問屋へ輸送される前に、引合、員数を改め蔵敷料を取る作法となっていた。

すなわち、永井屋は、「数年来鉄問屋相勤、蔵敷口銭取之、冥加御運上米銭上納仕」家であった。永井屋に入ってくる年間の蔵敷料はどの程度か判然としないが、伯耆国も含めて広範囲から安来に集積された鋼を一手に取り扱うので、かなり大きな収入と考えられる。

しかし、今回安来町会所の設置により、仁多・飯石両郡から輸送される鋼は、安来町会所に直入となるにあたって、蔵敷料が二重取りにならないよう永井屋に支払われる蔵敷料を止めようという動きがあった。

この動きに対し、永井屋は、たとえ会所が出来たといっても、鋼屋の鉦元からの鋼直買、船で安来から西廻り航路で鋼を輸送するにしても、永井屋の方で員数を改め蔵入するので、今までの通り蔵敷料を受け取りたい旨を述べている。

もともと永井屋は、蔵敷料により「冥加御運上米銭を上納し、御用宿も勤め、余力をもって事業を展開していた。しかし、「勝手向難渋」となり、天保四年（一八三三）〜同一三年（一八四二）の一〇年間、問屋株を「今市屋三郎兵衛悻孝一郎」、「砂流屋善一郎跡善兵衛」兩名へ預け、取引してもらっている。また、常平方役所より多額の拝借銀もあり、年々利銀ばかり上納し、元銀を上納する手立てはなく、藩に願ひ出て「利下ヶ十五年賦」としてもらったが、同六年（一八三五）、鳥取藩による伯州鉄の安来への津出し禁止により、安来への出鉄が減少し、その上近年の「時節柄」（天保の飢饉と考えられる）により、母里・広瀬藩領の山中鉄師も衰微し、そこからの出鉄も無くなり、「蔵敷口銭」は減少し、「拝借年賦銀」、「御運上米銭」の上納は差し支え、「難渋至極」となる。

また、蔵敷を受け取らなくなれば、「鉄問屋作法」が崩れ、「鉄鋼殿り合」が不行届きになるとしている。

永井屋としては、会所の直着についても他の場所に直着の場合の作法通り、蔵敷料を受け取ることを松江藩へ主張している。

史料 8

（端裏書）

（貼紙）「十一月九日御尋」

（貼紙）「十一月八日御尋同九日返上、郷方吟味役」

安来町鉄問屋永井屋彦右衛門方鉄蔵敷銀壹匁増取立御免被仰付度願申付候処、一步通り願之趣も無余儀哉二者相聞候得共、先年と比へ候諸色とも都而高利等を貪りすくめ候類二付、追々安来出減少仕候趣伯州鉄杯も運賃駄賃又者事二寄せ日間取何角二付懸り物多く、惣躰実意之懸引二無之方自然惣方恐れをなし、夫方してくげ路又者新道等打立直二米子へ差出候趣二も相聞安来之人奉不宜、然而ハ自然之衰微右様之央、乍聊増取立候而者、山元氣配二懸り弥増安来出減少可仕も難計哉と奉存候、尤山元氣配二懸不申段申出候得共、如何様之もの哉、たとへハ大商売人二而も聊之損益二而氣配を朽き候ハ、売人常之儀利益而已二而心を寄セ、却而害を引出後悔仕候様之儀にて者、以之外之儀二奉存候間、先是迫之通被成置候方可然哉と奉存候、尤御国鉄之場二も相聞候間、一応御勝（手脱カ）方御尋被為在度奉存候、以上

西十一月

郷方吟味役

（絲原家文書一―九一―二―二、個人所蔵）

史料 8 では、安来町鉄問屋永井屋彦右衛門より鉄蔵敷銀一匁増しで取り立て御免の願ひ出が郷方吟味役へ出されている。郷方吟味役としては、先年と比べ諸色も高くなり、追々安来出しが減少しているところ、伯州鉄等も運賃駄賃など何角懸り物が多く、総体として実意の懸引では無いようであり、直に米子へ差し出すようにも聞こえ、「増取立」につ

いては安来出し減少に拍車をかけるのではとの疑念も持っているが、一応勝手方へ尋ねることとしている。この願い出については、十一月八日付けで聞き届けられた⁽¹⁵⁾。

永井屋の活動については、明治二年（一八六九）には、境港では融通会所が鉄鋼銃を取り扱い、安来では「安来町鉄鋼銃共同所荷宿永江^(丹カ)屋与右衛門方へ上ヶ置」とあり、荷宿の永井屋与右衛門が取り扱うことになっており、「両港とも和鉄を求めて廻船が多数往来したようである。逆に松江への入津が減少し、流通を取り仕切る他国問屋小豆沢亮一らが不満を持つほどであった⁽¹⁶⁾。

三、安来町における鉄製品の流通

前章ではたたら製鉄で生産された半製品の流通に関わる安来の鉄問屋について、その状況を概観してきたが、本章では、母里藩領において半製品から加工され造られた、一般の者が購入し使用する鉄製品について、その一端を示す。

史料9

約定申一札之事

一此度雲州母里御領小竹村善助方家釘類、当表江為御差登被成度候二付、捌方一条私方江実意之廉ヲ以一手引請、永久取引之儀御頼談被下、尚善助殿方茂具承知仕候、尤釘類之儀者品数多、其向ニ不捌方等之格好茂有之候二付、則手頃差上大躰右手頃之振合ニ御打立ニ相成候ハ、何程為御差登ニ相成候共、捌方差支無之引請、其時之相場ヲ以情々相働御仕切差出可申候、尤代銀之義者御差図之方江荷物有次第相渡可申候、且右御荷物一手引受候ニ付而者、年々之内ニ不捌、又者捌口相立候時節茂有之、兎角捌口相立候節二者時々相場ニ不拘彼是外々方申出候者茂不少、右等ニ御携之思召有之候而者、自御約定異変ニ相成、終二者御主法茂相崩、其辺切ニ相成候儀俣有之候、右等之訴者御手堅御

取締被下度、左候得者、自然与御国銘茂相立、永続可仕候様出精捌方可致候、為其御約定一札仍而如件

嘉永六癸丑年二月

和泉屋徳兵衛印

勝部元良殿

前書之通致約定候上者聊故障無之事二候、若又異変有之候節者、拙者引受其方御心配懸ケ申間鋪候、為念仍而如件

嘉永六年

丑二月日

大坂梶木町

勝部元良印

雲州小竹村

善助殿

（「約定申一札之事」柴田家文書、本三一五六、個人所蔵）

史料9にみえるように、嘉永六年（一八五三）段階において、母里藩領小竹村において善助が家釘類を仕出していることがわかる。善助は、「荷物仕立覚」⁽¹⁷⁾には「支配人」と記載があり、職人が製造した釘を荷物に仕立てる、いわゆる釘の発送をまとめている存在と考えられる。善助が仕立てた釘は、和泉屋が一手に引き受けることとなっている。

史料10

約定申一札之事

一此度雲州母里小竹村善助仕出し家釘類大坂為積出度旨申候二付、其元殿江一手ニ御引請仕切等之儀及御頼談候所、御承知被成下候二付而者、遠方御取引之儀ニ付、御互ニ実意之廉ヲ以、永久御取扱被下度自然如何敷茂成候ハ、無隔意被仰下、兎二角永続専仕度候、依之御差図之手頃釘情々為打立為積登可申候、尤仕切之義者荷物着之上其時之相場ヲ以御出精速ニ御買取可被下候、仍而右御規定書如件

嘉永六癸丑年二月

勝部元良

和泉屋

源兵衛殿

〔約定申一札之事〕前掲史料9に同じ

史料10においても、小竹村善助が仕出しする家釘類は和泉屋の一手引受による仕切になったことがわかるが、「永続専仕度」となり、荷物が大坂に着いた時は、その時の相場により買い取ることが示されている。それでは、小竹村善助が仕立てる家釘類はどういったものであるだろうか。表1でみられるように、大坂へ輸出された釘は五種類あり、それぞれイホの印が付してあった。形状は巻頭と切落しがあり、巻頭はイ印、二寸七歩、ロ印、二寸六歩、切落しはハ印、二寸四歩、二印、一寸九歩、ホ印、一寸三歩であり、それぞれ一〇〇〇本単位での目方による相場となっていた。大坂相場では、イ印が最も高く一〇〇〇本で一六二五文、最も安い釘がホ印で五四五文であり、値段にかなりの幅があるようである。

このような相場に基づき実際に釘は一束単位で仕立てられ大坂へ輸送されたが、その時の一束の釘数と代銭については、表2に示した。実際の一束荷物では、一〇〇〇本当りの値段が最も高いイ印の釘は一〇八〇〇本しか入らず、一本の値段が高いにも関わらず、一束の代銭が一七五五〇文と最も低いという結果となっている。一方、ホ印の釘は最も短く一本の値段が安いが一束の中に四一〇〇〇本も入り、代銭は二二三四五文と最も高くなるという興味深い結果となっている。後は何束荷物として仕立てたかだが、それについては現在のところよくわかっていない。

ちなみに母里藩領で製作された家釘が安来に輸送された場合の経費であるが、表3にみえるように釘を安来で預かるのは永井屋で、永井屋

に蔵敷料を支払い、支配請と呼ばれる経費が一駄につき銀三分、駄別銀が四分、丁持賃が一駄につき銀一二文、銀にして約一・一四分であった。さらに大坂への輸送にかかる諸経費は、釘一駄につき運賃一五匁、敷金は積入れの船頭によつて相違する⁽¹⁸⁾とある。

表1 嘉永6年(1853)大阪輸出釘相場

番号	形状	品名	1000本 目方(匁)	100匁 値段(文)	代銭 (文)	1本値段 (文)
1	巻頭	イ印2寸7歩	1250	130	1625	1.625
2	巻頭	ロ印2寸6歩	1200	130	1560	1.56
3	切落し	ハ印2寸4歩	1000	130	1300	1.3
4	切落し	ニ印1寸9歩	600	140	840	0.84
5	切落し	ホ印1寸3歩	330	163	545	0.545

出典：「大坂積登り釘相場」(「約定申一札之事」柴田家文書、本3156、個人所蔵)
 註：ホ印については、目方、値段、代銭の計算が合致しないが、史料のまま記載した。

表2 嘉永6年(1853)大阪輸送釘1束につき本数、代銭

番号	形状	品名	1束につき 釘数(本)	1本値段 (文)	1束代銭 (文)
1	巻頭	イ印2寸7歩	10800	1.625	17550
2	巻頭	ロ印2寸6歩	11300	1.56	17628
3	切落し	ハ印2寸4歩	13500	1.3	17550
4	切落し	ニ印1寸9歩	22500	0.84	18900
5	切落し	ホ印1寸3歩	41000	0.545	22345

出典：「荷物仕立覚」(「約定申一札之事」表1に同じ)

表3 釘輸送の安来における諸経費

番号	経費	金額等	備考
1	釘蔵鋪	永井屋より申上候	
2	支配請	1駄に付銀3分	
3	駄別銀	銀4分	
4	丁持賃	1駄に付12文	銀にして約1.14分
合計		8.14分 + α	

出典：「覚」（「約定申一札之事」表1に同じ）

註1：1駄=27貫目。

註2：嘉永6年（1853）大坂相場錢1貫文=銀9.50匁で計算している。

例えばイ印の釘では、一駄代銀約三三三匁となるので、安来、大坂における蔵敷料など不明の金額があるが、駄別銀、運賃等を差し引いても利益が出るように思われる。実際の生産コストがどれぐらいかかったのか、この点についても現在のところ判明しておらず、早計に利益が出るとはいえないが、そもそも母里藩領の釘を大坂まで輸送し販売する計画を立てるには、ある程度の勝算を見越しての動きであろう。実際の売れ行きなど、今後の史料の発掘を待ちたい。

このような釘の大坂販売計画において、安来での諸経費、大坂への諸経費を計算し、母里藩領の釘方役所へ申し出たのは、安来町の笹屋益兵衛であり⁽¹⁹⁾、

笹屋益兵衛の鉄問屋としての関りがみてとれる。

笹屋益兵衛の鉄問屋としての活動は次の史料にも表れている。

史料11

（端裏書）

「三三三通」

安来町三人之者方釵造座御免被仰付度旨願出候ニ付鉄師返答書

安来町笹屋益兵衛・中嶋屋平助地売鋼座、柏屋善右衛門江八北国辺

江船手運送御免被為仰付度願出候ニ付、鉄師共手前差障之有無存寄
申出候様被仰渡奉得其意、左ニ申上候

安来町鋼造座之儀者、先年茂願出候ニ付、御手詰被仰付、其節者御国内鉄師共鋼売捌主法相立候折柄、安来座株之者江鋼売渡候候沢有之、鋼主法相貫キ候迄者、新ニ願出候共御差押被下置候様奉願候得共、去ル巳年方野土・鹿谷・卜藏屋・井谷々四山之分者、地売勝手ニ仕候様主法替奉願、相残私共兩人・桜井録三郎与三人之もの丈々大坂為登仕、当時主法茂立行候姿ニ相成申上候、然処下地茂此度之如く座株願出候節者、安来町江主法鋼買受候山城屋重左衛門・富屋長兵衛・九重屋文助杯江引合之上御差押奉願候処、此度迎茂及引合ニ候ハ、差障可申出者眼前ニ奉存候得共、当時者安来者共主法鋼一向買受候儀茂無御座、私共手前敢而差障之儀者無御座様奉存候間、此段宜敷奉願候、以上

（文久二年）戊八月

鉄師頭取 田部長右衛門

鉄師頭取 糸原徳右衛門

（糸原家文書一―五―一一―一〇、個人所蔵）

史料11は、文久二年（一八六二）、安来町笹屋益兵衛・中嶋屋平助・柏屋善右衛門からの鋼座認可願について、鉄師頭取からの返答書である。笹屋益兵衛・中嶋屋平助は地売鋼座、柏屋善右衛門へは北国辺りへ船手運送の許可を願ひ出ている。このような願ひ出は何回か提出されているようであるが、鉄師たちは、巳年（安政四年（一八五七）カ）より野土・鹿谷・卜藏屋・井谷各鉦の生産鉄は「地売勝手」の主法替を願ひ、残りの生産鉄、すなわち田部長右衛門・糸原徳右衛門・桜井録三郎の生産鉄は大坂へ輸送させるよう主法も立ったようである。安来町へ主法鋼を買ひ受ける件については、前回と同様に差し障りを申し出ることには「眼前」であるが、当時は安来での買受は無く、鉄師からは敢て差し障りは無いというような認識を表明している。

四．安来町の発展と木綿流通

木綿に関する利益は、「雲陽国益鑑」においても東大関に「木綿」があがっているように、松江藩に大きな利益をもたらす製品であった。近世後期の松江藩における綿生産については、中安恵一の詳細な分析があり、氏によると、一八世紀中・後期には既に出雲国で綿作が展開していたが、生産量はそこまでではなく、繰綿のほうが安永期より増加し、一九世紀には、松江藩による積極的な奨励策がなされた。幕末には、木綿原料の完全自給化を目指すこととなった。しかし、それは叶わず伯耆国浜ノ目からの移入に依存しつつ、完成した木綿を販売するという国益を優先していったとされる²⁰。

本稿も氏の論に依拠しているが、あえて安来について述べるとすると、「安来町並廻船問屋綿懸問屋綿中買惣代演説書」²¹によると、安来町における綿の流通は、鉄の流通とともに利益のあがる重要な品であった。安来は、他国から綿を買い入れ国内に売り捌く商売を行っていたが、天保一〇年（一八三九）、綿が豊作であり、他国から買い入れなくとも国内で不足することもないとのことで、他国綿の買い入れを差し止める指示が藩からあった。すなわち、安来町において、他国綿を買い入れて他国へ売り捌くことは問題ないが、国内に売り捌くことを固く禁止したのである。

他国綿とは「伯州綿」であり、今回の禁止令が発令される前に二〇〇〇本を伯耆国浜ノ目から米子を介して取り入れていた。その綿を他国へ売り捌こうとしても、他国船は冬のため航行が難しく、売り捌き先が無く、仲買も休業している。冬は、多くの者が実綿から繰綿を行い、賃銭を得ているが、今のところ休んでおり、「安来之損分」が多くなることは必至であり難渋するとある。実際の実綿二〇貫目を取り入れ、繰綿六貫目一本を製造するにあたっての利益は、表4の通りである。

表4にみえるように、繰綿についての金額が八〇〇文と高額だが、問

表4 天保10年（1839）繰綿を販売する際の利益

品目	金額（文）
船賃	100
20貫目繰綿	800
懸問屋にて綿改駄津仕立賃	23
丁持	20
問屋口銭	180
懸問屋口銭	90
合計	1213

出典：「安来町並廻船問屋綿懸問屋綿中買惣代演説書」
（金藤家文書、『安来市史研究』（3）、青戸朋翻刻、1993年）

屋や懸問屋の口銭も二七〇文とある。船賃は一〇〇文であった。実際の販売品の流れは、浜ノ目から米子の仲買人などが安来へ売り渡し、松江西木綿市場に売り払い、また但馬・丹波客船による陸買であり、それらの売買が盛んになっていくところ、今回の国内での販売禁止により、米子・境の「渡り」へ客船を引き込む取引となり、安来には船が行かず、難渋が重なるとしている。

また、国内では百姓で「身上宜敷もの」は年中木綿綿を貯え、小百姓の「作り綿」を買い取る者も出ており、自然と木綿綿は高値になり、それが貧民の「不益」となり、国内の木綿師は高値の綿を使い、因伯の者は下値の綿で木綿の仕出しをすれば、国産の木綿は他国の木綿に奪われてしまうことになるとの見解を述べている。この当時、安来町の綿仲買は六五人おり、惣代は中嶋屋清八・米子屋三郎平・髭屋権兵衛・米子屋順兵衛・梶屋善六であった。綿懸問屋は市原屋嘉佐衛門・和田屋藤七・山城屋重右衛門、廻船問屋は嶋屋茂十・新屋半兵衛・赤崎屋市兵衛・笹屋五郎兵衛・笹屋新太郎・直田屋弥兵衛であり、彼らが目代・年寄とともに下郡・与頭へ規制の撤廃を訴えている。

次に時代が下って弘化期の安来と木綿についてみてみよう。

史料12

能儀郡安来町追々相衰候ニ付、市中為成立諸廻船へ木綿売体取組度ニ付而、諸郡市場所方伯州へ木綿売買御差留願之趣申達し候処、余儀無く願出ニ相聞、申出之通郷町木綿市場所ハ勿論、都而伯州ものへ木綿売捌堅差留、尚又安来町ニおゐて他郡方入込売事取組の為勝手次第旨ニ候条、此段御申渡之事

右能儀郡安来町為成立、諸市場方伯州もの江木綿売買被差留、他郡方安来町入込売事取組被差免旨、前書之通り被仰渡候条、御書付之趣得其意、市場者勿論外人別心得違不致様、急度致可申渡候、以上

(弘化三年カ) 午閏五月十六日

園山惣七

下郡・与頭四人充

(「弘化三年二月ヨリ木綿一条ニ付被仰渡候御書付写シ」寺本家文書一

三三、島根大学付属図書館所蔵)

史料12では、弘化三年(一八四六) 閏五月、安来町の衰退に歯止めをかけるため、伯州へ諸郡市場より木綿を売買することを差し止め、安来町へ他郡から入れ込み、「勝手次第」に売買することとした。

さらに、

史料13

能儀郡安来町為成立、同所ニ而楯縫郡平田町木佐徳三郎へ木綿売捌申付、伯州出し差留候処、作略之訳も有之趣兎角入津船も少キ由相見、改而左之通申談候間堅可相守候

(弘化三年午六月廿日)

(「弘化三年二月ヨリ木綿一条ニ付被仰渡候御書付写シ」史料12に同じ)とあり、安来町で「楯縫郡平田町木佐徳三郎」に木綿の売り捌きをさせていることがわかる。しかし、安来港へ入港する船も未だ少ない状況で

ある。

この状況を打開するため、松江藩からは、「一諸廻船松江致入津木綿買受来候処、以来堅差留、安来町ニ而一手ニ売捌可申事」⁽²²⁾とあり、諸廻船が松江に入津して木綿を買い付けることは堅く禁止し、安来町で一手に売り捌くこととし、「一諸市場ニ而船手与売買直取組之儀差留、船手方注文いたし候ハ、安来町之外積方不相成候間、同所木佐徳三郎出店へ申出候へハ、積方出来候間、同人方注文ニ任望荷物送出し可申候、尤口銭ハ是迄之通りニ而徳三郎方無口銭之事」⁽²³⁾とあるように、諸市場で船手と直に売買することは禁止し、安来町外で積むことはできず、安来町の木佐徳三郎出店へ申し出て「無口銭」で積み込むこととした。また、「一浦筋方他国廻船へ木綿売渡候儀、以来堅差留候条、御国廻船共安来町ニ而買受可申事」⁽²⁴⁾とし、浦々から他国廻船へ木綿を売り渡すことは禁止し、国内の廻船であっても安来町で買い受けることとしている。

その後、

史料14

安来町へ入津之諸廻船方諸市場江木綿注文いたし候へハ、木佐徳三郎安来町出店方無口銭ニ而取帰候儀御聞届ニ候処、無口銭ニ而ハ差間之訳有之候ニ付、以来右出店へ壹歩之口銭可相立旨ニ候条、此旨郷町木綿取引之もの共へ為御知置可有之事

右之通被仰渡候条、御書付之趣得其意、木綿取引之ものへ不洩様可申渡候、以上

(弘化三年カ) 午七月廿日

園山惣七

下郡・与頭四人充

(「弘化三年二月ヨリ木綿一条ニ付被仰渡候御書付写シ」史料12に同じ)とあり、弘化三年(一八四六) 七月、安来町入津の諸廻船より諸市場へ

木綿を注文した場合、木佐徳三郎安来町出店に口銭を支払って売買することになった。

おわりに

本稿で明らかにした点についてまとめておく。

①安来町は、貞享年間以降、廻船問屋業で栄え、その後衰退し、寛政二年（一八〇〇）には廻船の入津数も増加し、若狭国からも入津があった。しかし、その後減少し、天保期には皆無となった。その原因は、伯州渡村船問屋安来屋儀右衛門の商業活動と境鉄山融通会所の設置による伯州産出鉄鋼の安来出し停止であった。

②嘉永六年（一八五三）、母里藩領内小竹村善助支配の家釘五種類を、大坂へ販売する事業を進めたが、流通諸経費において安来港の永井屋、笹屋が関わっていた。永井屋は、「鉄蔵敷」での収入が経営の一角を占めていた。笹屋は、大坂への販売のみならず、鋼の地売など鉄流通を生業としていたと考えられる。

③安来町の活性化をもたらす製品は、和鉄や釘などの製品だけではなく、例えば木綿もあり、安来の経済維持、発展のために平田町に本拠をおく木佐家が安来に出店し、木綿の他国出しを安来に集中させ、諸廻船を集める政策がとられた。

以上、安来の盛衰を左右する製品について、その一例をとりあげた。今後の課題として、以下の点があげられる。

まず、釘の生産、流通などについて概観したにすぎず、時系列的な動きも含めて、今後深く検討する必要がある。母里藩領の経済、産業に深く関わったとされる柴田家の史料などからの分析が待たれる。

安来の経済を支えたモノは、本稿で取り上げた鉄や鉄加工製品、木綿だけではなく、もっと多種にわたるかと思われる。もっと史料を収集、分析し、総合的に安来における経済の推移をとらえる必要がある。

また、明治期における安来の様相を捨象している。明治末期の安来町について、「大字安来町は本町の主要部にして良港控へ戸数千余を有し、県下屈指の市街地なり、水陸交通至便にして商工軒を並べ、車馬の往来瀕繁にして頗る殷賑を極む」²⁶とあり、水陸交通の利便性を活かして商工業を中心とした県下屈指の市街地であったことがわかつている。また、安来港に多数の船舶が寄港し、全国へ鉄を輸送していることもわかってきている²⁶。今後、近代の安来港の盛衰についても牛歩ながらまとめていきたい。

註

- (1) 安来市誌編さん委員会編『安来市誌』上・下巻（安来市、三九二―四一頁、一九九九年）、安来市誌編さん委員会編『安来市誌』（安来市、二四四―二四七頁、一九七〇年）、安来市教育委員会編『安来市史研究紀要』(一)〜(三)（安来市教育委員会、一九九一〜一九九三年）など。
- (2) 前掲註(1)『安来市誌』、松本興『安来の歴史』第二巻（安来タイムス社、一七七一―一八五頁、一九八四年）など。
- (3) 松本興『安来ふるさと紀行』（安来ふるさと刊行会、一八六―四三三頁、一九八四年）、安来港誌編集改訂委員会編『改訂版 安来港誌 百年前の港町安来の町誌』（安来港誌編集改訂委員会、二〇〇九年）、安来港誌復刻編纂委員会編『安来港誌』（森江利夫、米子プリント社、二〇一〇年）。
- (4) 『松江市史』史料編5近世I（松江市、五九一―六二、八九〇頁、二〇一一年）。
- (5) 乾隆明・下房俊一『見立番付を楽しむ―遊び心と本音が生んだ江戸時代のランキング情報誌―』（松江市教育委員会、一―五七頁、二〇一〇年）
- (6) 拙稿「廻船の往来と港―松江・安来・美保関―」（『松江市史へ

- の序章「松江の歴史像を探る」松江市教育委員会（文化財課）、六六―七〇頁、二〇一〇年）。
- (7) 中安恵一「近世後期、松江藩における小型廻船の活動」『松江市史研究』九号、一九一三―二頁、二〇一八年）、同「半島浦の廻船稼ぎと海上交通」『松江市史』通史編4近世Ⅱ第三節三、二七〇―二八八頁、松江市、二〇二〇年）。
- (8) 下向井紀彦「近世後期における雲伯木綿の上方輸送―三井越後屋を事例に―」（島根県古代文化センター編『前近代島根県域における環境と人間』島根県教育委員会、七五―九八頁、二〇二〇年）。
- (9) 「能義郡安来町直田屋弥兵衛赤崎屋市兵衛与船問屋職差縫一件ニ付弥兵衛御吟味被仰付吟味口書（天保十年）」松江藩郡奉行所文書一九六A五―一六、島根県立図書館所蔵）。
- (10) 松尾陽吉「境融通会所と鉄類流通上の諸問題―境融通会所日記を中心に―」（『たたら研究』第二号、一〇―二〇頁、一九五九年）、同「たたら製鉄流通史再論」（『鳥取女子短期大学紀要』一一二号、一一―一頁、一九八三年）、『鳥取県史』3近世政治（鳥取県、四五九―四六七頁、一九七九年）、面谷明俊編『融通会所諸事控』（二〇一六年）など。松尾氏によると、近藤家は融通会所の統制外とされていた。
- (11) 『新修米子市史』第二卷通史編近世（米子市、五〇三―五〇六頁、二〇〇四年）。
- (12) 前掲註（9）史料。
- (13) 「境問屋客迎紛争一件（嘉永四年五月）」（『横山記録』『美保関町史料』勝田勝年編、六九六―六九八頁、一九七九年）。
- (14) 金藤家文書（『安来市史研究紀要』（三）、青戸朋翻刻、七九―八二頁、一九九三年）。
- (15) 「（安来鉄問屋永井屋彦右衛門鉄元敷増取立願出候ニ付書付）」（原家文書―一九一―二―一、個人所蔵）。本史料は、寺社修理方から出されており、その理由については、今後の課題としたい。
- (16) 「奉願口上之覚（巳十月（明治二年）」）（『絲原家文書』『横田町誌』、三七〇―三七一頁、一九六八年）。同史料には、「右之通境・安来共両所是迄鉄類扱ひ方如此ニ御座候、然処近来境・安来辺ニ而諸廻船留置滞船為致、御当所之鉄支配人方直買致し勝手ニ積帰り候儀ハ不少事ニ御座候処、右ニ付而諸廻船御当所へハ追々入津相減し諸売事共衰微仕候様成行」とある。
- (17) 「約定申一札之事」（柴田家文書、本三二五六、個人所蔵）。
- (18) 「大坂江御為登入用」（前掲註（17）史料）。
- (19) 「覚」（前掲註（17）史料）。
- (20) 中安恵一「綿生産からみた近世後期松江藩の国益と木綿産業 附（史料編）木綿関係史料の翻刻」（島根県古代文化センター編『前近代島根県域における環境と人間』島根県教育委員会、五三―七四頁、二〇二〇年）。
- (21) 金藤家文書（『安来市史研究紀要』（三）、青戸朋翻刻、八二―八四頁、一九九三年）。
- (22) 「弘化三年二月ヨリ木綿一条ニ付被仰渡候御書付写シ」（寺本家文書一三三、島根大学付属図書館所蔵）。
- (23) 前掲註（22）史料。
- (24) 前掲註（22）史料。
- (25) 「島根県能義郡安来町農事調査報告書」（島根県農会、明治四四年（一九一一年））。
- (26) 拙者報告レジュメ「明治中々後期における家嶋家生産鉄の出荷先及び出荷状況」（社会経済史学会中国四国部会二〇一九年度大会、島根県労働会館、二〇一九年一月三〇日）。

〔付記〕本稿は、歴史講座「安来探訪」第五回での報告「近世安来の物産と流通 その栄枯盛衰をたどる」（和鋼博物館映像ホール、二〇一四年一月一日）、第六回中国地方たら懇話会での報告「近世期安来における物流の動向」（公財）絲原記念館、二〇二一年一月二〇日）を中心にとめたものである。史料の閲覧について、絲原家、柴田家、島根県立図書館、島根大学附属図書館には多大なご高配を賜りました。深くお礼申し上げます。

（松江工業高等専門学校）